

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 16 日

協同組合日本飼料工業会事務局御中
一般社団法人日本科学飼料協会事務局御中
一般社団法人ペットフード協会事務局御中
飼料輸出入協議会事務局御中
自由販売証明書申請御担当者 殿
EU 向け輸出ペットフード等の適合事業場の御担当者 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料検査指導班担当、愛玩動物用飼料対策班担当）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴う見直しについて
(EU 向けペットフード等輸出関連)

畜水産安全管理課では、飼料やペットフード等の輸出の促進の観点から、

- ① 「EU 域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領」（平成 18 年 4 月 19 日付け 18 消安第 640 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、欧州連合（EU）へのペットフード及び養殖魚用飼料（以下「ペットフード等」という。）の輸出について、EU が求める基準を製造事業場が満たすことを確認する業務
- ② 「EU 向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 消安第 10259 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、EU 向けに輸出されるペットフード等について、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け制定された欧州委員会規則第 2016/6 号により求められている証明書を発行する業務

を担当してきたところです。

今般、本年 4 月 1 日からの農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）の施行により、これらの通知は他の輸出関連の通知とともに一本に束ねられ、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令）の規定に基づく手続規程として、大臣により公示されることとなりますので、お知らせします。

また、上記の①及び②の業務について、令和 2 年度から、下記のとおり見直しを行う予定ですので、御了知いただきますようお願いいたします。

上記手続規程が公示されましたら、改めて御案内いたします。

記

1 EU 向け輸出ペットフード等の製造事業場の登録（上記①関連）

- ① 新規及び3年毎の更新のための登録の申請手数料は一律 20,900 円となります。
- ② 新規及び3年毎の更新のための登録以外の申請については、現地調査を必要とする変更確認も含め、手数料が不要となります。
- ③ 手数料の納付先が、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）から農林水産省消費・安全局に変更になります（手数料は、申請書に収入印紙を貼り付けることにより納付いただきます）。
- ④ 申請手続の流れが「事業者が FAMIC に調査依頼 → FAMIC が事業者に調査結果を通知 → 事業者が消費・安全局長に申請書及び FAMIC の調査結果を提出」から、「事業者が消費・安全局長に申請書提出 → 局長が FAMIC に調査依頼 → FAMIC が局長に調査結果を報告」に変更となります。

2 EU 向け輸出ペットフード等の放射性物質検査等証明書の発行（上記②関連）

- ① 本証明書の申請先が、令和2年4月1日より、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又は地方農政局消費・安全部等から地方農政局経営・事業支援部輸出促進課（仮称）（北海道においては農林水産省北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課）に変更されます。
- ② 申請方法は、食品等の同証明書と同様に、輸出証明書発給システム（オンラインシステム）での申請となります。システムを利用するためには、地方農政局等に利用申請書等を提出していただく必要があります。詳しくは以下のウェブサイトから御確認下さい。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html

（連絡先）

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課
飼料検査指導班 山多、北口
愛玩動物用飼料対策班 岡村、清水
Tel: 03-3502-8702 又は 03-6744-1708
E-mail: feed_cfs@maff.go.jp